平成２６年（フ）第３２９９号
大阪府寝屋川市石津元町12番12―503号
債務者　菊地かおる（旧姓津留）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１５号
川崎市多摩区宿河原３丁目７番１―203号、申立時の住所川崎市多摩区宿河原６丁目16番13―405号
債務者　佐脇　美奈
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
川崎市中原区上平間1221番地
債務者　樋口　美夏
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
川崎市麻生区片平４丁目７番24号　ヴィラ、前住所川崎市麻生区片平４丁目21番13―205号
債務者　香取　耕介
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
川崎市中原区井田２丁目12番15号　清和荘102
債務者　矢島　紗弓
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
川崎市麻生区高石４丁目５番８号　水暮ハイツ105
債務者　宮林　　愛
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
川崎市川崎区旭町１丁目５番３―205号　川崎進栄ハイム、前住所川崎市川崎区本町１丁目４番地３　本町諏訪ビル301
債務者　高橋登志子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
川崎市麻生区百合丘１丁目４番地29　ゆりハウス103
債務者　西山　　香
保佐人　狩野　直哉
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
川崎市高津区子母口783番地　県営子母口プラザハイム４―603
債務者　松島　哲夫
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
川崎市中原区井田三舞町10番31号　柳下荘
債務者　多田　友亮
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
川崎市川崎区小川町13番地８　第２ヒロサワビル302
債務者　蒔田　智子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
愛知県豊川市牛久保町城跡28番地の８　プリンスヒルＣ棟208号
債務者　赤川　宣裕
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１４７号
愛知県蒲郡市港町16番14号　アーバンハイツウインド101
債務者　平岩加奈子（旧姓檜野）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１４８号
愛知県豊橋市東幸町字大山164番地の34
債務者　松尾　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部